



平成 27 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 新日本科学
代表者名 代表取締役会長兼社長 永田 良一
(コード番号：2395 東証第 1 部)
問合せ先 代表取締役副社長 関 利彦
(TEL：099-294-3389)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 25 日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を一部改訂することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これは、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 27 年法務省令第 6 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことを踏まえ、内部統制の一層の充実を図るため改訂するものであります。

記

(下線部は改訂箇所を示します。)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、「新日本科学コンプライアンス行動指針」に基づき、取締役及び使用人が法令、定款、社会規範等を遵守する体制の推進を図る。
 - ・ 当社が制定した「新日本科学コンプライアンス行動指針」を国内外の子会社全てに準用し、グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図る。
 - ・ 当社は、他の事業執行部門から独立した代表取締役社長直轄の組織として内部監査部門を設置する。
 - ・ 法令上疑義のある行為について、取締役及び使用人が直接情報提供を行う手段として、内部通報制度を整備する。
 - ・ 反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。その不当要求に対しては社内規程に則り組織全体で毅然とした対応をとる。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他業務の執行状況に関する文書は、社内規程(文書管理規程、稟議規程等)に従い、適切に保存及び管理を行う。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ リスク（コンプライアンス、財務、環境、自然災害、業務品質及び輸出入等）については、それぞれ担当部門ごとに規則・ガイドラインの整備、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
 - ・ リスクが顕在化し、重大な危機又は損害の発生が予測される場合は、取締役は速やかに取締役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 職務分掌規程及び職務権限規程に基づき社内ルールを設け、各担当部門、取締役及び使用人の責任の明確化をする。
 - ・ 業務の執行にあたっては、稟議規程に従い必要な権限者の承認を得て実行する体制を整備する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制については、必要に応じて、親会社の各担当部門が指導・監督し、また、関係会社管理規程に基づき、当社と子会社との取引を適正に行う体制を整備する。
 - ・ 子会社の運営方針の決定や重要な研究開発、設備投資、投融資等の意思決定にあたっては、経営戦略会議において、事業戦略上の目的とリスクの状況を踏まえ十分な検討を行うものとする。
 - ・ 監査役及び内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査及び調査を実施する。
 - ・ 子会社における当社の経営理念、行動規範の周知徹底に努め、子会社の法令順守、企業倫理の徹底を図る。
 - ・ 子会社におけるコンプライアンス、財務、環境、自然災害、業務品質及び輸出入等のリスクを管理し、そのリスクに対しの確に対応できる体制を整える。
 - ・ 子会社の取締役の職務執行について、必要に応じて当社への報告を求めるものとする。
 - ・ 子会社の業務の執行にあたっては、関連規程に従い必要な権限者の承認を得て実行する体制を整備する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、取締役会と協議の上、設置するものとする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 取締役は、前号の使用人の独立性に配慮し、当該使用人の任命、解雇、配転、人事異動その他雇用条件に関する事項については、監査役会の同意を得た上、取締役会で決定する。
 - ・ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役、

内部監査部門等の指揮命令を受けないものとする。

- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役は、法令等の違反行為当社及び当社子会社の取締役及び使用人(これらの者から報告を受けた者を含む。以下、本号において同じ。)が当社の、当社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実について、監査役へ報告する体制を整備する。報告の時期・方法については、監査役会と協議により決定する。
 - ・ 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対し、そのことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対する個別のヒアリングなどを実施することができるとともに、社外取締役、内部監査部門及び会計監査人と会合を持ち、意見を交換する。
 - ・ 監査役に、監査業務の必要に応じて弁護士、会計士等の専門家の助言を受ける機会を保障する。
 - ・ 取締役は、監査役の適切な職務遂行のため、監査役と子会社の取締役・監査役との情報交換が適切に行われるよう協力する。
 - ・ 監査役が職務を執行する上で必要な費用に関しては、速やかに当該費用の処理を行うものとする。

以 上